


<p>○ 岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>建築指導課</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課(室)</p>	

◎岡山県規則第四十一号

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

岡山県建築基準法施行細則（昭和四十八年岡山県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「特殊建築物」を「特定建築物」に改め、同条第一項中「建築物は」を「特定建築物は」に、「掲げるもの」を「掲げる建築物」に改め、同条第三項中「法第十二条第一項の」を「省令第五条第一項の規定により知事が定める」に、「ところによるものとする」を「建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする」に改め、同項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 政令第十六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物（次号に掲げるものを除く。） 平成二十八年及び同年以後三年ごとの年の四月一日から十二月三十一日まで

二 政令第十六条第一項第三号に掲げる建築物（旅館又はホテルの用途に供するものを除く。） 平成二十九年及び同年以後三年ごとの年の四月一日から十二月三十一日まで

三 政令第十六条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物 平成三十年及び同年以後三年ごとの年の四月一日から十二月三十一日まで
第九条を次のように改める。

（特定建築設備等及び工作物の定期検査報告）

第九条 法第十二条第三項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、前条第一項各号に掲げる建築物に設ける、随時閉鎖し、又は作動することができる防火設備（防火ダンパーを除く。）とする。

2 省令第六条第一項及び第六条の二の二第一項の規定により知事が定める報告の時期は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までとし、かつ、前回報告した日から一年を超えない日とする。

第十二条の二第五項中「第二項第一号」を「第三項第一号」に改める。

第十三条中「第十二条又は前条」を「前二条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第十号）附則第二条第四項の規定により読み替えて適用する同令第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条第一項の規定により知事が定める報告の時期は、平成三十年四月一日から平成三十一年五月三十一日までの間における改正後の第九条第二項に規定する時期（同令第六条第一項各号のいずれかに該当する場合においては、その直後の時期を除く。）とする。